

令和 3 年 3 月 22 日

高知県林業振興・環境部 環境対策課長 様

高知大学 笹原克夫

高知市 永野 隆

(新たな管理型産業廃棄物最終処分
場施設整備専門委員会委員)



「新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設」の計画・設計について

標記のことについて、令和 3 年 1 月 26 日に開催された「新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会」で説明された以下の施設の計画・設計については、その必要性の説明が十分ではないと考えます。今後、委員会において十分な説明をしていただくことをお願いしたいところです。

(1) 「遮水工」の構造について

遮水シートの下層に保護マット並びにベントナイト砕石及び底面部コンクリートを敷設することとなっているが、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日 総理府厚生省令第 1 号）」等に定める遮水工が満たすべき要件に比べて相当堅牢な構造となっています。

このことは、遮水シートの破損に対して十分な対処をするためということですが、現行のエコサイクルセンターの遮水工の構造をもって施工するケースと、これにより施工する費用を比較した時、増加する額はどの程度なのでしょうか。

当該遮水工の構造は、施設建設を受け入れていただく、地元の方の要望等を考慮した上ということなのでしょうが、費用対効果を考えた時に妥当なオーバースペックに収まる範囲なのでしょうか。本施設の建設費用は、高知県はもとより、県内市町村にも負担することを勘案すると、上記の点について十分な説明をお願いしたいところです。

(2) 「水質モニタリング」手法としての「漏水検知システム」について

これについては、建設コスト及び稼働後の維持管理のランニングコストがどれほどになるのかをご教示いただきたいと思えます。前者については県内市町村の負担増加に対する説明責任を果たしていただくこと、後者については利用者（排出事業者）への料金の増額になる可能性があります。料金が著しく高額となった場合、利用者の減少又は利用者（排出事業者）による不適正処理につながらないか懸念があります。

(3) 中間覆土の「セル方式」について

当該処分場で受け入れる廃棄物における熱しやく減量の基準は 10%以下（現在、エコサイクルセンターの熱しやく減量の基準は 10%以下）と想定され、本来は中間覆土を行わなければならないものではなく、かつ、即日覆土をしなければならないような異臭を発生する廃棄物にも該当いたしません。

縦方向及び横方向の両方の覆土を行うことで、覆土に係る人件費や資材調達等のコストがどれだけ増加するのか、また、それが利用者（排出事業者）への料金に反映され、利用者減少又は利用者（排出事業者）による不適正処理につながらないか懸念するところです。

このことから、中間覆土は最小限に留め、ランニングコストを極力抑えながら、施設の延命化を図っていく必要がありはしないでしょうか。

特に現時点で(2)(3)の稼働後のランニングコストと、それが利用料金に与える影響までは御検討されていないかもしれませんが、上記について委員会内で検討結果をご教示いただければ幸いです。

本来、委員会内でのやり取りの中で議論すべきことであり、このような形での意見の提出は望まないところであります。しかし、今後の委員会のスケジュールが不明確であること、その中での建設開始までの時間を考えると、このような形での意見の表明となったことをご理解いただければ幸いです。